

別紙（御意見の概要及び御意見に対する考え方）

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
○ 第6条（監督者の責務）について		
1	第6条第1項第1号中「認識を深めさせるよう努めること。」との記載を「認識を深めさせること。」と修正すること。 （理由） 監督者の責務を明確にする観点から。	御意見のとおり修正します。
○ 第8条（相談体制の整備）について		
2	本条の他、第6条、別紙第5の3、第7に次を明記すること。 「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」及び「コミュニケーションを支援する者（手話通訳者・要約筆記者等）を設置すること」	No.2～4 御意見を踏まえ、第8条第2項に「前項の相談窓口においては、対面、電話、ファクシミリ、電子メールのほか、障害者等がコミュニケーションを図る際に必要となる多様な連絡手段の確保に努めるとともに、障害者の性別、年齢、障害の特性等に配慮して対応するものとする。」を追加いたします。
3	相談過程でコミュニケーション支援が受けられるよう体制を整備すると共に、当事者が望む者の同行や付添いが認められるべきことを記載すること。	
4	第8条に次を追加すること。 相談等を行おうとする者は、手紙、電話、FAX、メールなど任意の方法を用いて相談窓口にご相談を行うことができることとする。	
5	第8条に次の項を追加すること。 第5項 相談窓口について障害者及び関係者にわかりやすい形で周知されなければならない。	基本方針第5の2において「相談窓口を明確にする」と規定されており、これに従い、ウェブサイトを活用するなど、分かりやすく相談窓口が周知されるようにしてまいります。
6	第8条第2項を「大臣官房人事課は、前項の相談窓口にあった相談等を定期的に把握・整理し、個人情報の保護等に配慮しつつ、関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。」と修正すること。	御意見の趣旨を踏まえ、該当部分を「大臣官房人事課は、第1項の相談窓口にあった相談等を定期的に把握・整理し、個人情報の保護等に配慮しつつ、他の相談窓口にて情報提供することにより、以後の相談等において活用するものとする。」と修正します。
7	第8条第3項を「第1項の相談窓口については、必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする。」と修正すること。	御意見の趣旨を踏まえ、該当部分を「相談体制の充実を図るものとする。」に修正します。
8	「相談窓口には障害当事者を含む外部有識者を入れ、更に障害者からの理解が得られない案件に	御意見については、相談体制の充実を図る上

	<p>関し、障害当事者団体に意見を求め相談する等、建設的な解決に努める。」の文言を入れること。</p> <p>(理由) 障害者と担当者間で解決が難しい案件は、相談窓口を中心に解決に当たれるよう明文化が必要なため。</p>	で、今後の参考にさせていただきます。
9	第8条第3項に「障害の特性に関する専門知識を有する担当者」、「女性職員」などを配置することを必要と明記すること。	No.9, 10 各相談窓口において、適切な者を相談担当者として指名することができるようにしています。また、御意見については、相談体制の充実を図る上で、今後の参考にさせていただきます。
10	相談体制においては、差別を受ける痛みを最も理解するのは障がいのある人であることから、可能な限り、障がいのある人が相談にあたるピアカウンセリング的手法を用いるべきことを記載すべきである。	
11	WEBサイトによる情報提供はウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」に準拠することを要望する。	御意見は参考にさせていただきます。
○ 第9条（研修・啓発）について		
12	<p>職員等の研修に当たっては次のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害別の研修を必ず実施すること。 ・ 研修会開催計画につき内容や回数を明文化すること。 ・ 障害当事者を参加させること。 ・ 講師には複合差別の認識をもった女性障害者を入れること。 ・ 研修に使用するマニュアルは障害者団体等の監修により当事者が納得できるものとする。 ・ 全職員に対する研修を実施すること。 ・ 専門的なプログラムを組み、福祉施設等における実習を行うこと。 <p>啓発はポスターやリーフレット等が常に目につくよう、日常的に行われるよう明記すべき。</p>	研修等の内容等は、今後、検討することとしています。検討に当たっては、いただいた御意見も参考にさせていただきます。
13	<p>第9条第3項を「第1項の啓発を行うに当たっては、職員が、障害の特性を理解するとともに、マニュアル等の利用により、障害者に対して適切な対応を行うことができることとなるようにする。」とすること。</p> <p>(理由) 職員による障害者への適切な対応を担保する観点から。</p>	該当部分を「第1項の啓発は、職員が障害の特性を理解し、障害者に対して適切に対応するために必要なマニュアル等を活用することにより行うものとする。」と修正いたします。
○ 別紙第1（障害者の対象範囲等）について		
14	「障害」の定義は、漏れのないように広く解釈されるよう示す必要があり、過去の障がい、将来の障がいや性同一性障がいなどが含まれることを明記すべきである。	No.14, 15 法及び基本方針にのっとり記述していることから、対応要領においても同様の記述としています。
15	障害者の適応範囲に「また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、	

	更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意すること。」と入ったことを評価する。	
○ 別紙第2（不当な差別的取扱いの基本的な考え方）について		
16	「不当な差別的取扱い」は、「障害又は障害に関連する事由を理由とする区別、排除又は制限その他の異なる取扱いであって、正当化されないもの」と定義すべきである。	法及び基本方針にのっとり記述していることから、対応要領においても同様の記述としています。
○ 別紙第3（正当な理由の判断の視点）について		
17	差別行為を正当化する概念である「正当な理由」の判断の視点については、「抽象的に事故の危険がある」、「危険が想定される」といった理由で差別行為を認めてはならず、「具体的な検討なしに安全性の問題などといった一般的な理由で障がいを理由とした不利な取扱いや時間・場所の制限など」を行うべきではありません。	No.17～19 御意見を踏まえ、該当部分を「法務省においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び法務省の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。」と修正します。
18	「正当な理由」については、法務省の事務又は事業が司法手続に関する場合には、司法手続が法的な権利救済の最後の砦であるという機能や適正手続の保障に鑑み、法定されているものに限るなど、極めて限定的な解釈がなされるべきであることを明記すべきである。	
19	「法務省においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び法務省の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。」と修正すること。 (理由) 正当な理由が拡大解釈されることで結果として障害を理由とする差別が解消されない事態が考えられることから。	
20	「障害者にその理由を説明し、理解を得よう努めるものとする。」を「障害者にその理由を説明するものとし、理解を得よう努めるものとする。」と修正すること。 (理由) 正当な理由があると判断した場合の障害者への説明は義務化すべきであることから。	御意見の趣旨を踏まえた記載となっております。
21	「職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得よう努めるものとする。」の次に、「理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。」を追加すること。 (理由) 職員が障害者に説明しても解決が困難な場合の手立てに関する文言が必要です。	職員による説明では理解が得られず、解決が困難な場合等は、相談窓口において的確に対応することとしていますので、原案のとおりとさせていただきます。

○ 別紙第4（不当な差別的取扱いの具体例）について		
22	<p>「障害そのものだけでなく、障害があることによってやむなく起きる事象について上記の対応をする。例えば障害があることによってやむなく起きる不自然な言動や表情を理由にして上記の対応をすることは、不当な差別的取扱いである。」を追加していただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>随伴症状と呼ばれる意図しない頭・手・足の動きや顔の表情の変化が伴うことがありますが、健常者には不自然に感じられたり、不安な感情を呼び起こすかもしれません。そのことにも理解を示していただきたい。</p> <p>吃音（Stuttering）とは、音の繰り返し、ひき伸ばし、言葉を出せずに間があいてしまうなど、一般に「どもる」と言われる話し方の障害です。例えば「きききききのう・・・」と単語の一部を何度も繰り返したり、「・・・きのう」と最初の言葉が出なかったり、スムーズな会話が自分の意思と反して出来ない状態の事です。法的には吃音症は発達障害支援法の枠内にも入っていません。いわゆるコミュニケーション上の障害といえます。</p>	御意見を踏まえ、「障害があることを理由に」を「障害を理由に」と修正します。
23	<p>「本省の施設等機関において、障害があることを理由にして、侮蔑的な発言や暴言を発したり、更正プログラムを受けさせなかったり、障害があることをわかっている、医療ケアを受けさせなかったり、人間関係のトラブルに介入しないこと」を追加すること。</p> <p>（理由）</p> <p>貴省は、拘留施設や刑務所等、触法障害者を取り扱う省です。触法障害者の多く、特に知的障害、発達障害、精神障害をもつ者は、その障害の特性を理解してもらえず、また、所内の安全のため、と差別的な対応をされている例が多くあります。「やむを得ないから」隔離や無視ではなく、障害をもつ者への合理的配慮を考えることにより、出所後の社会復帰が可能となり、再発防止にもつながると、職員が認識することが大事だと思うからです。</p>	<p>No.23～25</p> <p>対応要領本文にも記載したとおり、別紙記載の具体例はあくまで例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。</p> <p>なお、矯正施設における障害を有する被収容者に対する処遇等については、刑事収容施設法及び被収容者等の処遇に関する法律等に基づき、その収容目的、障害を有する当該被収容者の特性及び状況等に応じて、面会における手話等の使用、個別の処遇プログラムの柔軟な実施、医師による診療、臨床心理士等によるカウンセリング、社会福祉士等による社会復帰支援、上記専門家らと矯正職員との連携、研修の実施等、これまでも各種対応を行っていますが、今後も引き続き、法、基本方針及び対応要領の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進にかかる必要な対応について検討してまいります。</p>
24	「矯正施設等における不当な差別的取扱いの具体例として、刑務官等が、障がいへの理解がないことで、混乱してパニックになっている発達障がいのある人をいきなり押さえつけること」を追加すること。	
25	「矯正施設などにおいて、障害があることを理由に矯正プログラムを受けさせないこと、また、障害に必要な支援を受けられないため、等しく矯正プログラムを受けられないこと。」を追加すること。	
○ 別紙第5（合理的配慮の基本的な考え方）について		
26	「合理的配慮」の定義として、「法務省が行うべき、社会的障壁の除去の実施のための必要かつ合理的な現状の変更及び調整で、過重な負担を伴わないもの」と明記すべきである。	<p>No.26, 27</p> <p>法及び基本方針にのっとり記述していることから、対応要領においても同様の記述としてい</p>

27	「合理的配慮は、法務省の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、業務に必要とされる範囲で、提供されるべきであること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることに留意する必要がある。」と修正すること。	ます。
28	「合理的配慮は、法務省の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。	御意見も参考に、法及び基本方針の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。
29	「障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）」を「障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するもの）」と修正すること	障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段は多様であり、該当部分に複数例示しているため、原案のとおりとさせていただきます。
30	第5の3に「家族や付添者の代弁が本人の真意に沿っているかどうかについても、十分に注意する必要があること。」を追加すること。 (理由) 本人を補佐して意思の表明を行う場合においても、本人を見ずにそばにいる家族や付き添い者に意向を尋ねるといった場面がままにある。このような対応の仕方は障害のある人を、一人の人格を持った独立の主体として扱わない処遇であるといえ、慎まなければならない。	障害者が独立した一人の人格として扱われていないとの誤解を招かないよう、努めてまいります。
31	第5の3中「当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働き掛けるなど、自主的な取組に努めるものとする。」を「当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために知的障害・精神障害の特性に通じた支援者の協力のもと、建設的対話を働き掛けるなど、自主的な取組に努めるものとする。」と修正すること。	御意見は参考とさせていただきます。
32	第5の3中「自主的な取組に努めるものとする。」との記載を「自主的に取り組むものとする。」と修正すること。	No.32, 33 法及び基本方針にのっとり記述していることから、対応要領においても同様の記述としています。
33	第5の5中「委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めるものとする。」を「委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むものとする。」に修正すること。	
○ 別紙第6（過重な負担の基本的な考え方）について		
34	「過重な負担については、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈する等して、法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。」と修正すること。	No.34, 35 御意見を踏まえ、該当部分を「法務省においては、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
35	「過重な負担という抗弁は例外的であり、特に、拘禁施設での処遇等に関しては、基本的人権の保障という点から過重な負担の抗弁は原則として認めるべきではない」「過重な負担は主観的な	

	ものでなく、第3者からみても納得できるような客観性が必要であり、過重な負担を根拠に合理的配慮の提供により、法の趣旨が形骸化されるべきではありません。」の趣旨の文言を加える。	することが必要である。」と修正します。
36	「過重な負担については、適正手続を求められる分野の事案においては、原則として考慮する必要はない」を加えるべきである。	法及び基本方針の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。
37	「障害者にその理由を説明し」との記載を「障害者にその理由を説明するものとし」と修正すること。 (理由) 過剰な負担に当たると判断した場合には、判断した側はその理由等について障害者に説明することを義務化することが適切であることから。	御意見の趣旨を踏まえた記載となっております。
38	「理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。」を明記すること。	職員による説明では理解が得られず、解決が困難な場合等は、相談窓口において的確に対応することとしていますので、原案のとおりとさせていただきます。
39	「○ 費用負担の程度」を削除されたい。 (理由) 費用が発生するので手話通訳者または要約筆記者を頼まないなど、意思疎通の権利が金銭に換算される風潮を助長する書き方には違和感を感じる。	法及び基本方針にのっとり記述していることから、対応要領においても同様の記述としています。
○ 別紙第7（合理的配慮の具体例）について		
40	「館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示する。」を追加すること。 (理由) 聴覚障害者は、館内放送や緊急放送を聞くことができず状況が分からない為、聞こえる人も聞こえない人も、誰もが分かる方法で、対応すべき。	御意見を踏まえ、「災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが困難な聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて分かりやすく誘導する。」を具体例に追加いたします。
41	「会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること。」を明記すること。 (理由) 改正障害者基本法33条2にあるように、「会議における合理的配慮事例」の記述が必要。例えば、聴覚障害者は音声情報が入らないため、資料と手話もしくは文字通訳を同時に見ることができず、そのための介助員が必要。	No.41, 42 御意見を踏まえ、「会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心掛けるなど、障害の特性にあった配慮を行う。」を具体例に追加いたします。
42	「会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚また聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど配慮を行う。」を追加する	

	こと。	
43	物理的環境への配慮として、「電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」を加えるべきである。	No.43～48 対応要領本文にも記載したとおり、別紙記載の具体例はあくまで例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。
44	意思疎通の配慮の具体例に「要約筆記」を明記すべきである。	
45	発話の障害である吃音（きつおん・どもり）をもっと詳細に記述してほしい。	
46	「吃音や失語症など意思疎通が不得意な者に対し、時間制限を設けない。」を追加していただきたい。 （理由） 吃音のある人は、時間制限などを設定されるとそれを意識しさらに悪化することがあります。そのことにも理解を示していただきたい。	
47	法務局における人権侵害等の相談窓口において、コミュニケーション支援が必要な障がい者の相談や救済に当たり、必要な障害者の意思疎通を支援する手話通訳者や支援者、家族などの人的支援をすることも盛り込まれなければなりません。	
48	対応要領・対応指針等はじめとして今後提供されるすべての情報について視覚障害者のための情報補償に配慮し、点字（墨字ページ参照付）、音声、拡大文字、電子データ（テキスト、WEB）を必ず提供すべきである。	
49	「コミュニケーションに障害がある人が、窓口で込み入った話をする必要がある時、大勢の人の視線に触れないよう、別室で対応する」を追加していただきたい。 （理由） 吃音のある人にとって大勢の人の中で話すことに大きなストレスを受けます。言葉がさらに出にくくなることがあります。比較的静かな環境で説明ができるようにしていただきたいと思います。	御意見を踏まえ、「他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。」と修正いたします。
50	受刑又は身体拘束中の処遇の具体例として次を追加すること。 ・知的障がいや発達障がいなどの様々な障がい特性に配慮した介助や医療を提供すること。 ・知的障がいや発達障がいなどの様々な障がい特性に配慮した日課や刑務作業等の処遇、更生プログラムを導入すること。 ・受刑することの意味を発達障がいのある人が真に理解し、内省を深めるための障がい特性に合ったコミュニケーションの方法や心理的アプローチを行うこと。 ・面会時の手話による会話若しくは手話通訳者による通訳を許可すること。	No.50～53 対応要領本文にも記載したとおり、別紙記載の具体例はあくまで例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。 なお、矯正施設における障害を有する被收容者に対する処遇等については、刑事收容施設法及び被收容者等の処遇に関する法律等に基づき、その收容目的、障害を有する当該被收容者の特性及び状況等に応じて、面会における手話等の使用、個別の処遇プログラムの柔軟な実施、
51	知的障害や言語障害がある方に対するコミュニケーション補助として、本人の意思をくみ取れる人員を補助するなど、拘禁施設内で受刑者同士が誤った意思疎通が起きないように配慮を求め	

	ます。	医師による診療，臨床心理士等によるカウンセリング，社会福祉士等による社会復帰支援，上記専門家らと矯正職員との連携，研修の実施等，これまでも各種対応を行っていますが，今後も引き続き，法，基本方針及び対応要領の趣旨を踏まえ，障害を理由とする差別の解消の推進にかかる必要な対応について検討してまいります。
52	「福祉サービスを利用する者，特にヘルパーを利用して生活している障害者については，介助に慣れた人材によって，拘禁施設での生活が他の受刑者と同様に維持できるように配慮すること。」を追加すること。	
53	拘禁施設における合理的配慮として，障害の特徴を踏まえたうえで一律的な対応をしないよう明記することを求めます。精神障害者の方に対して，多くの人との集団生活により精神状態を不安定にさせることもあり，個室への対応や集団作業における本人の体調に合わせて作業を進められるように合理的な配慮を行うように努めることを求めます。	
54	「比喻表現等が苦手な障害者」を「発達障害者で比喻表現等が苦手な障害者」に修正すること。 また，その後に，例えば嫌味などは通じないことや，額面どおりの意味を取りがちなこと，あいまいな表現が苦手なことを追加してください。どんなあいまい表現を使うと混乱を生じるのかがわかるようにしてください。 (理由) この例は，初め，なんの障害のことを言っていて，どのような場面に対する配慮なのか，全く想像が付きませんでした。発達障害も社会に理解されにくい障害の一つであり，非障害者にも想像がつくように記載した方がよいと思います。刑務所などでは，発達障害者の言動が「かわった行動」で済まされなくて，トラブルに発展してしまうのだと思います。特に知的障害（発達障害）者は初期段階で，コミュニケーション支援につなげることが求められていると思います。	御意見の趣旨を踏まえ，該当部分を「比喻表現等が苦手な障害者に対し，比喻や暗喩，二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。」に修正します。 また，その他の御意見については，今後の参考にさせていただきます。
55	「知的障害者から申し出があった際に」を「障害者から申し出があった際に」と修正すること。 (理由) ゆっくり，丁寧な説明，なじみのない外来語はさける，といった配慮は知的障害者だけでなく，他の障害者等からも申し出があることが考えられるため。	御意見の趣旨を踏まえ，「知的障害者」を「障害者」に修正します。
56	「順番を待つことが苦手な障害者に対し，周囲の者の理解を得た上で，手続き順を入れ替える。」につき，発達障害者を想定したものであるならば，検討する余地がある。 (理由) 発達障害者の中には順番をまつことに非常にイライラしたりする方もいます。 ですが，それは障害特性というよりは，「順番を守る」ことを学習しそこねた結果（未学習の結果）というべきものです（発達障害児者でも多くは学童期あたりまでには学習できるものです）。 「順番の入れ替え」については，これを国レベルで推奨すべき合理的配慮としてしまうことにより，未学習のある当事者において「自分は発達障害だから優先されるべき」といった誤学習にもつながりかねず，いきすぎた配慮の要求や，自治体窓口や民間でのトラブルへの波及，ひいては訴訟等の増加等なども懸念されます。 窓口対応などにおいては手続き順などを入れ替えてしまったほうがスムーズに行くといった面はあるかとは思いますが，社会と当事者の先々のためにも，この項目における「順番の入れ替え」	当該具体例は，必ずしも特定の障害を念頭に置いたものではなく，実際には御本人や周囲の方の状況等を確認しながら適切に対応することとなりますが，御意見を踏まえ，「順番を待つことが苦手な障害者」を「順番を待つことが困難な障害者」と修正します。

	部分については削除あるいは発達障害者の除外を明記していただきたく、ご検討お願い申し上げます。	
57	「スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。」を「スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。」に修正すること。	御意見を踏まえ、該当部分の記載を「スクリーン、板書及び手話通訳者等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。」と修正いたします。

※上記のほか、検察庁対応要領案、他省庁の対応要領案・対応指針案、障害者施策全般に関わる御意見をいただきました。